第II編 地球社会と共存する生活大国のための施策

第1部 生活大国への変革

第4章 個人の尊重

第1節 ゆとりのための労働時間の短縮

労働時間の短縮は、勤労者とその家庭にゆとりをもたらし、職業生活と家庭生活、地域生活との調和を図り、「生活大国」の実現を目指す上での最重要課題の一つである。また、国際的に調和のとれた競争条件の形成にも資するものである。今後、労働力供給の伸びが鈍化する中で、労働時間の一層の短縮を図るためには、省力化・合理化の一層の推進による生産性の向上を図るとともに、企業だけでなく消費者の意識変革も含めた社会全体のシステムの見直しが必要である。以上のような状況の下では、政府の積極的な取組が労働時間短縮の社会的気運を醸成する上でも極めて重要である。

このような認識の下、以下の施策により、計画期間中に年間総労働時間1800時間を達成することを目標とする。

1. 労働時間短縮のための制度の拡充

- (1) 完全週休二日制の普及を促進するため、労働基準法の改正により、早期に週40時間労働制に移行するとともに、中小企業が行う省力化投資等への支援措置を積極的に推進し、実態として、計画期間中に大部分の業種において週40時間労働制を実現する。また、国家公務員の完全週休二日制と均衡をとりつつ、地方公共団体においてもその早期導入に努める。
- (2) 所定外労働の削減を図るため、時間外・休日労働の法定割増賃金率の引上げについて具体的に検討する。また、時間外労働協定の適正化指針等の適正な活用を図る。
- (3) 年次有給休暇の取得促進のため、連続休暇を取得する慣行の確立など計画的付与制度の活用等により、その完全取得を目指すとともに、多様な休暇制度の普及に努める。

2. 労働時間短縮に向けた条件整備

- (1) 一律な労働時間管理になじみにくい分野において、フレックスタイム制の普及を図るとともに、労働時間管理が困難な職種については裁量労働制の普及に努める。
- (2) いわゆるサービス残業等が発生しないよう、企業に対する指導を一層強化するなど労働時間管理の適正化に努める。
- (3) 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の円滑な施行により、業種ごとの取組を促進する。また、適正な納期設定など労働時間の短縮に資する取引慣行の定着に向けた指導の強化を図る。
- (4) 学校の週五日制については、平成4(1992)年9月から実施される月1回の週五日制の定着を図るとともに、その過程において生じる課題に対応しつつ、国民の合意を形成し、段階的な拡大を図る。

第2節 充実した自由時間のための環境整備

労働時間の短縮や生涯を通じた時間配分の見直しにより、年齢間等でバランスのとれた自由時間の拡充を図る。自由時間は、個人が自己実現を図っていくための基盤であり、これをどのように活用するかは、一人一人の選択にゆだねられるべきものである。公的部門は、各人が自由な選択をしやすくするための環境整備のための施策を推進する。

1. 豊かな学習・文化環境の形成

- (1) 生涯の各時期における高度で多様な学習需要の増大に対応した環境整備を図る。このため、学校の生涯学習機関としての機能を充実・強化する。この一環として、地域住民の生涯学習活動を支援するため、体育館開放用クラブハウスなどの施設を備えた公立学校数の割合を、計画期間中に50%程度(1991年度約31%)に引き上げることを目指して、学校施設の多機能化を図る(別表参照)。また、放送大学の学習機会の拡充、専修学校の質的充実・向上を図る。さらに、生涯にわたる学習成果の評価に関する仕組みの整備・活用を図る。
- (2) 芸術鑑賞機会の拡充、地域の文化団体の活動や企業の文化支援活動の促進等を図る。また、人々に親しめる形での史跡の整備や地域の伝統芸能の保存振興等を図る。

2. 余暇環境の整備

(1) 余暇長期化に対応し、比較的安価に利用できる公共的施設の改善、自然と親しめ

る農山漁村地域や自然公園地域での様々な保養施設等の整備を促進する。

- (2) 余暇活動における混雑の緩和を図るため、休暇時期の分散化、閑散期における割引料金の充実を促進する。
- (3) 多様な余暇活動に対応し、スポーツ、観光、レクリエーション等の施設の整備、これらの施設への快適な交通の確保、情報の提供、人材の養成などを図る。

第3節 誰もが社会参加できる環境の整備

国民の誰もが自らの能力に応じて社会参加し、社会に貢献できるようにするための 環境整備が重要である。特に、女性が十分に社会で活躍できるよう、これまでの男女 の固定的な役割分担意識を始め社会の制度、慣行、慣習等を見直し、男女共同参画型 の社会を実現することが必要である。また、高齢者や障害者が、就業機会の整備など を通じ社会参加が適切に保障され、生きがいを持って暮らせる社会を作り上げていく ことも重要である。さらに外国人にも住みやすい環境の整備が必要である。

1. 女性が能力を発揮しやすい環境の整備

- (1) 男女雇用機会均等法の定着を図るとともに、同法の趣旨を更に徹底させるための 方策について必要に応じ法令、指針の見直しを含め幅広い検討を行う。
- (2) 労働基準法の母性保護を除く女子保護規定については、今後解消する方向に向け、 労働時間を始めとした労働条件、女性の就業と家庭生活との両立を可能にするため の条件整備の状況等を勘案しつつ、具体的な検討を行う。
- (3) 育児休業制度の定着を図るとともに、育児休業法の適用が猶予されている中小企業に対する普及を推進する。また、介護休業制度の普及促進に努めるとともに、必要に応じ法制化を含めた有効な普及対策を検討する。さらに、乳児保育、延長・夜間保育等保育需要の多様化に対応した保育サービスを充実するとともに、労働時間の柔軟化、多様化を推進する。

(:

(4) 女子再雇用制度の普及や再就職を希望する女性に対する支援などにより、育児終了後の女子の労働市場への再参入を促進するとともに、パートタイム労働対策の充実を図る。

2. 高齢者の社会参加の促進

(1) 平成5 (1993) 年度までに60歳定年制の完全定着を図るため、企業に対する指導

を強力に実施する。さらに、勤務延長制度、再雇用制度等により65歳までの継続雇用を促進する。また、高齢者の知識、経験、技能等が有効に発揮できるような働きやすい職場環境の整備を図る。

- (2) 高齢者の早期再就職を促進するため、雇用職業情報の提供、総合的な相談体制の整備等に努めるとともに、短時間勤務や臨時・短期的な就労など多様な就業ニーズに対応した就業機会の提供の促進等を図る。
- (3) 年金制度を始めとする各種制度を、高齢者の就業インセンティブの観点からも見直す。
- (4) 高齢者や障害者等が可能な限り住み慣れた地域社会において、安全かつ円滑に行動でき、社会参加することのできる基盤づくりのため、住宅の改造や設備の開発・普及、交通機関、ターミナル施設、官公庁施設における配慮を行う。歩道については、計画期間中に、歩行者利用が見込まれる主な道路について高齢者や障害者も安全で快適に利用できる幅の広い歩道等(幅おおむね2m以上)の設置率をおおむね30%(1990年度20%)に引き上げる(別表参照)。

3. 障害者の社会参加の促進

- (1) 障害者の雇用機会を確保するため、すべての企業において法定雇用率が達成されるよう雇用率制度を適正に運用するとともに、障害の種類・程度に応じたきめ細かな対策を推進する。特に、重度障害者については、第三セクター方式による重度障害者雇用企業の設立等を促進する。また、雇入れ企業の行う就業環境整備に対する援助を充実すること等により障害者の働きやすい職場環境を整備し、障害者の雇用継続を促進する。
- (2) 直ちに一般企業に雇用されることが困難な障害者の就業の場を確保するための社会福祉施設の整備等その受入体制の整備を図るとともに、その一般雇用を促進するための諸施策を進める。

4. 外国人にも住みやすい環境の整備

(1) 外国人にとっても住みやすく、活動しやすい環境条件を整えていく。このため、教育、社会保障等生活の各側面に係る各種の制度・施策について、外国人に対する適切な情報提供など運用面での改善を図るとともに、国際間の年金通算など制度面についても検討する。

(2) 我が国の社会が異なる文化や生活習慣を理解・受容できるよう、意識の変革が進むことが期待される。

第4節 安全で安心できる生活の確保

生活の安全と安定が確保され、人々が安心して暮らせることは、生活の基礎的条件である。このため、21世紀の本格的高齢社会において、すべての国民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような「長寿福祉社会」の構築を図る。また、身近な安全や国民生活の基盤となる安全を確保する。

1. 不安のない老後生活の確立

(高齢者の保健福祉施策の推進)

- (1) 寝たきり老人等の介護の問題への対応を図り、高齢期における国民の不安を解消するため「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」を着実に推進する。 その際、「老人保健福祉計画」を策定するとともに、下記の目標に沿った各種保健福祉流設の総合的かつ計画的な整備を計画期間中に着実に進める(別表参照)。
 - ① 今世紀中に、おおむね中学校区に1か所程度(全国で1万か所)デイサービスセンターを整備する(1991年度見込み2630か所)。
 - ② 今世紀中に、要介護老人が2か月に1回程度利用できるようにショートステイのベッドを全国で5万床(1991年度見込み約1.2万床)整備するとともに在宅介護支援センターを整備する。
 - ③ 今世紀中に、要介護老人がほとんど待つことなく適切な施設に入所できるよう、 特別養護老人ホームを24万人(1991年度見込み約18万人)、老人保健施設を28万 床(1991年度見込み約7万床)分整備する。
- (2) これらの施設については、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域社会での 生活が続けられるよう、高齢者の利用や家族・地域住民との交流に配慮した場所に 整備する。その際、大都市部においては、既存の公的施設等の有効活用、合築等に よる施設の複合化などの工夫を図る。
- (3) ゴールドプラン等を推進し、併せて医療の高度化・専門化に対応するため、養成力の強化、潜在的な人材の就業の促進、労働環境・処遇の改善、労働力需給調整機能の強化等により保健医療・福祉マンパワーの確保を推進する。
- (4) 保健・医療サービスと福祉サービスの連携・統合を推進するとともに、各施設で

在宅との間の均衡に配慮して、費用負担の適正化を図るなど介護費用の在り方について総合的な検討を行う。

- (5) 利用者である高齢者の保護に十分配慮しつつ各種のシルバーサービスの振興を図るとともに、高齢者や障害者の自立した生活を助ける各種の福祉機器・用品の開発・普及を促進する。
- (6) 公的住宅での高齢者向け住宅の確保や優先入居、子世帯との隣居・近居の優遇等の住宅対策を推進するとともに、介護や生活関連サービスの提供等福祉施策との連携をとった住宅の供給等を進める。

(年金制度の改革)

(7) 公的年金については、国民の老後生活を保障する主柱として必要な年金給付水準の確保を図る。

その基盤となる年金財政の長期的安定を図るため、世代間の負担の公平に留意しつつ保険料の段階的な引上げを図るとともに、年金受給世代の給付と現役世代の所得水準や負担との均衡に配慮する必要がある。このため、21世紀の高齢化のピークに向けて、雇用と年金の連携を確保しながら、被用者年金の老齢年金の支給開始年齢を段階的に引き上げていくこと等、給付と負担のバランスを図るための見直しを行う。その際、多様な選択肢の中で不安のない老後の所得保障が図られるよう、高齢者雇用の促進を図るとともに、繰上げ支給制度の導入など雇用との連携に配慮した年金制度の側の対応についても併せて検討する。また、積立金の適切な運用により、将来の保険料負担増大の軽減に努める。

- (8) 平成7 (1995) 年を目途とし、各制度間を通じて、給付と負担の両面にわたる公平を確保するため公的年金制度の一元化を完了させる。
- (9) 企業年金、国民年金基金等の育成・普及を推進するとともに、個人年金等による自助努力を支援する。

2. 健康な生活と医療の確保

- (1) 成人病予防や寝たきり防止のための諸施策を進めるとともに、運動が日常的に行われやすい条件の整備、健康づくりのために休暇を効果的に過ごせる環境づくりなど生涯を通じた健康づくりを推進する。
- (2) 国民が良質で効率的な医療サービスを受けられるよう、患者の病状に応じた医療施設機能の体系化、救急医療、へき地医療対策の推進、在宅医療を含む地域保健医

療体制の整備を図る。また、適切な医療情報の提供等により患者の立場に立ったサービスの向上を図る。

(3) 医療保険制度について、医療費の適正・公平な負担、医療保険制度の安定及び患者のサービス選択の幅の拡大の観点から、総合的に検討を行うとともに、今後増加する医療費に係る国民の負担を適正な水準にとどめるため、国民の健康づくりと医療費の適正化対策を推進する。

3. 生活の安全の確保

- (1) 交通事故死者数の減少等を目指し、バイパス等の道路の新設・改築、歩道の整備、 交差点の改良、交通管制機能の高度化など交通安全施設等の整備、交通安全教育の 推進及び指導取締りなど交通安全対策を強力に推進する。また、薬物乱用問題への 対応、地域における防犯体制の充実等により、我が国の治安面での安全度の高さを、 今後とも維持していく。
- (2) 国民生活の基盤となる安全を確保するため、治山、治水、砂防、急傾斜地崩壊対策、海岸保全等の国土保全施設の整備を着実に推進する。例えば、治水施設については、計画期間中に、集中的な降雨による洪水に対して安全の確保が必要とされる人口を2300万人(1991年度2900万人)に減少させることを目指した施設の整備を進める(別表参照)。
- (3) 大規模な地震、洪水等の災害の発生に備え、人口・資産の集積地域において危機管理施策を推進するとともに、各種ネットワークシステムの二重化等の安全対策を官民協調の下に推進する。

第5章 生活者・消費者の重視

第1節 家庭・地域における生活の充実

労働時間の短縮が進み自由時間が増えることにより、勤労者のライフスタイルは従来の職場を中心としたものから、職場、家庭、地域社会などの間でバランスのとれたものに変化することが期待される。このため、家庭や地域での生活を重視した環境整備を図る。また、生活の豊かさの現状を把握し施策にいかすためのきめ細かな指標づくりを推進する。